

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法		法令の番号	昭和25年法律第201号	
許認可等の種類	指定確認検査機関の業務区域の変更		根拠条項	法第77条の22第1項	
審査基準	<p>○建築基準法第77条の20第1項第1～3号</p> <p>○指定機関省令による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定確認検査機関の業務区域の変更に係る認可の申請（指定機関省令第19条） ・指定確認検査機関の業務区域の変更の届出（指定機関省令第20条） 				
	受付機関	建築住宅課	処理機関	建築住宅課	交付機関
			標準処理期間	30	日
			標準経由期間		日
				目次NO	64